

新しい総合事業の通所型サービス

サービス種別	①現行の介護予防通所介護に相当するサービス	②緩和した基準によるサービス (通所型サービスA)	③住民組織等による介護予防教室 (通所型サービスB)
実施方法	事業者指定	事業者指定	住民組織等への委託
対象者となるケースの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ①既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ②集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで、改善・維持が見込まれるケース ③認知機能の低下や精神・知的障害により日常生活に支障がある症状や行動を伴うケース ④退院直後で状態が変化しやすく、専門的なサービスが特に必要なケース ⑤医療的なケアが必要なケース、または疾病により継続して観察が必要なケース ⑥入浴、食事、排泄に介助が必要なケース ※状態等を踏まえながら、「緩和した基準によるサービス」「住民組織等による介護予防教室」の利用を促進	<ul style="list-style-type: none"> ○現行相当のサービス対象者以外であり、介護保険事業所によるサービスが必要なケース（入浴・送迎・活動時の見守りや、食事の確保が必要なケースなど） ※状態等を踏まえながら、通所型サービスBや一般介護予防事業に移行していくことが重要	<ul style="list-style-type: none"> ①週1回程度の脳トレ、運動指導が必要なケース ②閉じこもり予防、他者との交流、居場所、生きがいづくり等の支援が必要なケース ※参加者は、要支援者、チェックリスト該当者が中心であるが、元気な人も参加可能。 <実施内容> 理学療法士やスポーツ推進員等の有資格者による運動指導や脳トレを行う。
平成27年度の各サービス利用者の見込み	50%	40%	10%
介護報酬	<ul style="list-style-type: none"> ・予防給付と同様（別紙、資料5-4参照） ・国保連経由で審査・支払い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本報酬は予防給付の8割、加算は予防給付と同様の単位加算の要件は、予防給付と同様（別紙、資料5-4参照） ・国保連経由で審査・支払い。 	委託料の支払い
利用者の負担割合	1割。一定以上の所得がある人は2割	1割。一定以上の所得がある人は2割	1回200円
限度額管理	<ul style="list-style-type: none"> ・限度額管理の対象。国保連で管理。 ・チェックリスト該当者は要支援1の限度額を目安とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・限度額管理の対象。国保連で管理。 ・チェックリスト該当者は要支援1の限度額を目安とする。 	なし
指定申請	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年3月31日に介護予防通所介護の指定を受けている事業所は、総合事業の「現行相当」の指定を受けたものとみなされるため、手続きは不要。（みなし指定）。ただし、「現行相当」の指定を希望しない場合は、届け出が必要。 ・みなし指定の有効期限：平成30年3月31日（更新する場合は、市に更新申請が必要） 	<ul style="list-style-type: none"> ・市に指定申請が必要。 ・「介護」「介護予防」「総合事業の現行相当」「総合事業の緩和した基準」の4つの指定を同時に受けることも可能。 	委託契約
指定基準	予防給付の基準を準用	人員等を緩和した基準	
人員	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者※ 常勤・専従1以上 ・生活相談員 専従1以上 ・看護職員 専従1以上 ・介護職員 ～15人 専従1以上 15人～ 利用者1人に専従0.2以上 ・機能訓練指導員 1以上 ※支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者※ 専従1以上 ・従事者 ～15人 専従1以上 15人～ 利用者1人に必要数 ※支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 【例】「介護+介護予防+総合事業の現行相当」15人、「緩和した基準」8人の場合 →介護職員2人	
設備	<ul style="list-style-type: none"> ・食堂・機能訓練室（3㎡×利用定員以上） ・静養室・相談室・事務室 ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・必要なその他の設備・備品 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスを提供するために必要な場所（3㎡×利用定員以上） ・必要な設備・備品 	
運営	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・運営規定等の説明 ・提供拒否の禁止 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等 （現行の基準と同様）	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、個別サービス計画の作成 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・従事者又は従事者であった者の秘密保持 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 	